

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 6 号
件 名	新潟市民病院の複数主治医制を市民に知らせることを求めることについて
要 旨	<p>新潟市民病院は、「当院の複数主治医制は、病院組織として、複数主治医制の導入（開始）をあえて宣言したものでもないし、導入当時に明確な制度化を明示したわけではない。社会通念上、そのように病院組織内外に宣言や制度の明示をしなければ運用を開始してはならないものでもない。」また、「当院の複数主治医制に関しては、患者の理解のもと、一部の診療科で始まった診療体制の業務運用であるから、制度開始年月日、開始の背景と経緯及び制度内容を示したものについては、作成する義務もなく、社会的要請も高いとは言えないことから作成していない。よって、これに係る文書は存在しない。」と、審査請求に対する弁明書に記載しています。</p> <p>市民病院は、「当院は複数主治医制をとっている」としていますが、その内容について聞いても、何も答えようとしません。患者には、説明を受ける権利があるのではないのでしょうか。</p> <p>「患者とともにある全人的医療」を理念としているのであれば、市民へ積極的に説明し、理解を得るよう求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年6月13日 市民厚生常任委員会
受 理	平成31年4月10日 第10号